

(1) 中小企業者等()が基本方針を基に計画を作成

() 個別中小企業、任意グループ及び組合等が対象

基本方針の内容

新事業活動の内容

- ・ 新商品の開発又は生産
- ・ 新役務の開発又は提供
- ・ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・ 役務の新たな提供の方式の導入その他新たな事業活動

経営革新とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいいます。

数値目標

- ・ 付加価値額(営業利益 + 人件費 + 減価償却費)または1人当たりの付加価値額、及び経常利益(営業利益 - 営業外費用)
- ・ 計画は3 ~ 5年で作成
- ・ 計画終了時の付加価値額の伸び率は、9% ~ 15%(年率3%以上の伸び)
- ・ 計画終了時の経常利益の伸び率は、3% ~ 5%(年率1%以上の伸び)

その他配慮事項

- ・ 計画進捗状況についての調査(フォローアップ調査) 等

(2) 都道府県知事等に承認申請

- ・ 案件が個別中小企業等によるものについては、都道府県知事が承認
- ・ 全国団体等による広域のものについては、大臣が承認

(3) 承認を受けると各種支援策の利用が可能

(別途支援機関の審査が必要)

- ・ 中小公庫等による低利融資
- ・ 信用保証の特例
- ・ 税制措置
- ・ 特許料の減免

等